

がけ地近接等危険住宅移転事業について

土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり等）の恐れがある区域における危険住宅の移転を促進するため、住宅の移転等に係る費用の一部を補助します

最大補助額

902.5 万円

※木造延床面積 120m² の場合

申請期間

例年 4 月上旬から 5 月末日まで

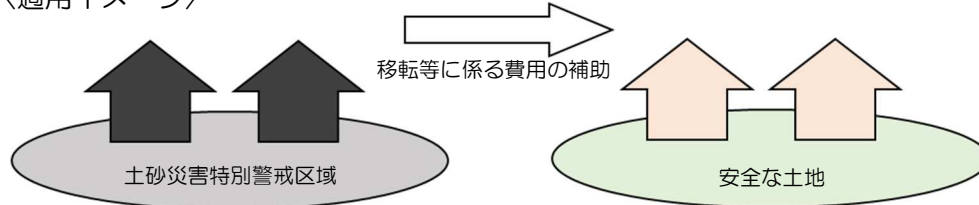
補助金の交付申請を検討されている方は、申請の前年度（9 月頃）までにご相談ください

1. 事業内容

この事業は、がけ崩れ・土石流・地すべり等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域にある危険住宅（既存不適格住宅）の移転を促進するため、危険住宅の移転を行う人に対して、補助金を交付するものです。

補助事業のため、補助金の交付決定後に工事を開始し、原則として年度末までに完了しなければなりません。

〈適用イメージ〉



2. 対象となる住宅

がけ地の崩壊等による危険が著しく、次のいずれかに該当する既存不適格住宅が対象です。

- ① 土砂災害特別警戒区域にあり、区域指定時に既に存在していた住宅
- ② 新潟県建築基準条例 6 条で建築を制限している区域に存する昭和 47 年 5 月 31 日以前に建築された住宅（ただし、県条例が施工された昭和 47 年 6 月 1 日以降に増築や改築などの建築行為があった場合は対象外となります。）

※要綱ではこの他にも区域が定められていますが、見附市では上記以外に該当がありません。

3. 補助内容

経費区分	内容	補助限度額
除却費等	危険住宅の除却費	実費相当額 (木造：最大 3.2 万円/m ²)
	引越費用等 (動産移転費、仮住居費等)	97.5 万円
建物助成費	市内において、危険住宅に代わる住宅を建設・購入または改修するための費用（土地取得のための費用も含む）を金融機関等から融資を受けた借入金の利子相当額（※年率 8.5%を限度とする）	建物：325 万円 土地：96 万円

※補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は 1,000 円未満を切捨てます。なお、除却費の補助限度額は標準建設費等通知に定める除却工事費より算出するため、年度ごとに変更となります。

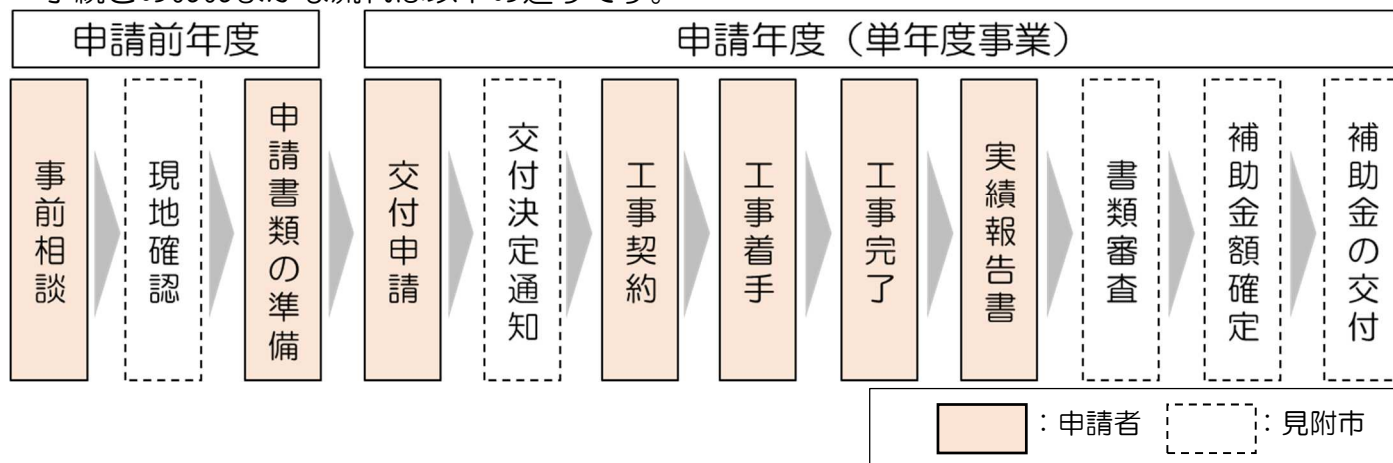
4. 注意していただきたいこと

交付申請を行う際は以下にご注意ください。

- ① 移転事業の対象となる危険住宅は、原則として除却しなければなりません。また、移転跡地には居住の用に供する建物は建築できません。
- ② 危険住宅に代わる住宅の新築については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。
- ③ 建物助成費は、住宅の新築、購入または改修のための金融機関等からの借入金利子総額に対して一括補助するものです。したがって、借入金の繰上げ償還はしないでください。
- ④ 申請内容が変更となる場合や、補助金額に変更が生じた場合には、改めて申請が必要となります。速やかに建設課にご連絡ください。
- ⑤ 工事完了後、実績報告書の提出が必要です。
添付書類として、工事請負等の契約書、請求書、領収書、金融機関等との融資契約書、建築基準法の確認済証、検査済証、登記簿謄本などが必要となります。

5. 交付の流れ

手続きのおおまかな流れは以下の通りです。



〈注意事項〉

- ① 補助金の申請を検討されている方は、交付申請の前年度（9月頃）までに建設課にご相談ください。
- ② 申請締切りは5月末日です。
- ③ 申請した年度内にすべての工事（除却及び移転）を完了する必要があります。
また、工事完了時に実績報告書を提出してください。
- ④ 工事契約後の申請はできません。必ず工事契約前に交付申請を行ってください。

6. 申請に必要な書類

・補助金交付申請書及び関係書類

関係書類：資金計画書、移転事業実施計画書、見積書、金融機関の利息計算書、危険住宅の位置図・写真、移転先の位置図、省エネ基準適合の資料など

・住民票、納税証明書など

※交付申請書は、見附市ホームページよりダウンロードできます。

お問い合わせ先（申請書類提出先）

見附市役所 建設課 計画工務係

〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1 TEL:0258-62-1700（代表）